第七十二条の二十四の七第五項第二号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十五第一項の項中「掲げる事業」を「同項第二号に掲げる事業」に改める。

第七十二条の五第一項第五号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改める。

第七十二条の二十四の二第一項中「ガス供給業」の下に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。）」を加える。

第七十二条の二十四の七第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる」を「各事業年度の所得に百分の一の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第九項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項第一号中「及び第四項各号（第一号ハを除く。）」を「、第四項各号に規定する率及び第五項各号」に改め、同項第二号中「及び第四項第一号ハ」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「付加価値額、資本金等の額又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第二号」を「第五項各号」に改め、同項に次の一号を加える。

十一　労働者協同組合連合会

第七十二条の二十四の七中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

二　各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

三　各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

第七十二条の二十五第一項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改め、同条第十一項中「法人」の下に「又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第七十二条の二十六第四項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「同号ロ」を「同項第三号ロ」に改め、同条第八項ただし書中「又は同項第三号イ若しくはロに掲げる」を「、同項第三号イ若しくはロに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十項中「並びに同項第三号イ及びロに掲げる」を「、同項第三号イ及びロに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十一項中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改める。

第七十二条の二十九第一項及び第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十二条の三十二第一項ただし書中「、磁気テープ」を削る。

第七十二条の四十一の二第一項中「法人」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」を「第七十二条の二十四の七第一項第三号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同項第一号又は第三号」を「同項第三号」に改める。

第七十二条の四十八の二第五項中「更正前の第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該」を削り、「同項に規定する課税標準等又は税額等」を「第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該請求に係る更正前の納付すべき税額及び申告書又は修正申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」に改める。

第七十二条の七十六第一号中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第七十三条の十四中第十四項を第十五項とし、第五項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

５　道府県は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が第一項又は第三項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項又は第三項の規定を適用することができる。

第七十三条の二十四第六項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　道府県は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第三項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

第二百九十四条第八項中「第三百二十一条の八第六十項から第七十六項まで」を「第三百二十一条の八第六十二項から第七十八項まで」に改める。

第二百九十四条の二第五項の表第三百二十一条の八第五十八項の項中「第三百二十一条の八第六十項」を「第三百二十一条の八第六十一項」に改める。

第三百十二条第三項第三号中「第六十一項第一号」を「第六十三項第一号」に改める。

第三百十七条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　所得割の納税義務者（合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。）の氏名

第三百十七条の三の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて、」の下に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。第二号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定配偶者の氏名

第三百十七条の六第五項第二号中「、磁気テープ」を削り、同条第九項中「第三百二十一条の八第六十三項」を「第三百二十一条の八第六十五項」に改める。

第三百二十一条の八第一項及び第二項中「第五十八項」を「第六十項」に改め、同条第四項各号中「第五十三項第四号」を「第五十五項第四号」に改め、同条第三十九項中「第四十六項」を「第四十八項」に、「第四十一項及び」を「第四十二項及び」に、「及び次項」を「から第四十一項まで」に、「及び第四十一項」を「から第四十二項まで」に、「この項において」を「この項から第四十一項までにおいて」に改め、同条第四十項中「法人税法第六十九条第十六項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「、前項」を「、同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法人税法第六十九条第十六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

二　法人税法第六十九条第十六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

三　地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）